

令和 8年 9月 17日

お客さま 各位

高岡信用金庫

各種規定等改定のお知らせ

平素より、高岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび当金庫では、「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応のため、下記の通り各種規定等を改正しますので、お知らせいたします。
今後とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、引続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正日

2026年（令和8年）10月 1日

2. 改正規定等

- （1）当座勘定規定
- （2）普通預金（決済用預金を含む）規定
- （3）貯蓄預金規定
- （4）納税準備預金規定
- （5）通知預金規定
- （6）定期預金共通規定
- （7）定期積金（スーパー積金）規定
- （8）代金取立規定

※ 改正内容の詳細につきましては、別紙（各種規定の新旧対照表）をご参照ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

高岡市守山町68
高岡信用金庫 事務統括部
電話番号（0766）24-0227

以上

各種規定の新旧対照表

【 新 】	【 旧 】
当座勘定規定（一般用） 1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (4) (略) 2. ～ 6. (略) 7.（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (略) (3) 当座勘定の払戻しは、<u>（一部削除）</u>届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法で行ってください。 <u>②（削除）</u> (4) (略) 8.（手形、小切手用紙等） (1) (略) (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認</u>してください。 (3) ～ (4) (略) <u>(5) (削除)</u> <u>(5) ～ (6) (略)</u> 9. ～ 12. (略) 13.（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>（削除）</u> 14. ～ 17. (略) 18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) <u>（削除）</u> 為替手形を引受ける場合には、手形要件 <u>（削除）</u> を <u>（削除）</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるも	当座勘定規定（一般用） 1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）も受入れます。<u>（追加）</u> (2) ～ (4) (略) 2. ～ 6. (略) 7.（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>（追加）</u> (2) (略) (3) 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法</u>で行ってください。 <u>①届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>②小切手を使用する方法</u> (4) (略) 8.（手形、小切手用紙等） (1) (略) (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること <u>（追加）</u>を確認してください。 (3) ～ (4) (略) <u>(5) 払戻請求書の交付、手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(6) ～ (7) (略)</u> 9. ～ 12. (略) 13.（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落とします。</u> 14. ～ 17. (略) 18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) <u>手形、小切手を振出したまたは</u>為替手形を引受ける場合には、手形要件、<u>小切手要件</u>を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく

各種規定の新旧対照表

【 新 】	【 旧 】
のとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (略) 19. ～ 27. (略) 28. (手形交換所規則による取扱い) (1) この取引については、前各条のほか、<u>(削除)</u> 手形交換所の規則に従って処理するものとします。 (2) <u>(削除)</u> 手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 (3) (略) 29. ～ 30. (略) <u>(2026.10.01)</u> (小切手用法) 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～ 7. (略) <u>8.— (削除)</u> (約束手形用法) 1. ～ 2. (略) 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。 4. ～ 7. (略) <u>8.— (削除)</u> (為替手形用法) 1. ～ 3. (略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。 5. ～ 9. (略) <u>10.— (削除)</u> 以上	支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (2) (略) 19. ～ 27. (略) 28. (手形交換所規則による取扱い) (1) この取引については、前各条のほか、<u>関係のある</u> 手形交換所の規則に従って処理するものとします。 (2) <u>関係のある</u> 手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 (3) (略) 29. ～ 30. (略) <u>(2025.05.01)</u> (小切手用法) 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>(追加)</u> 3. ～ 7. (略) <u>8. 小切手用紙は当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u> (約束手形用法) 1. ～ 2. (略) 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u> 記入してください。 4. ～ 7. (略) <u>8. 手形用紙は当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u> (為替手形用法) 1. ～ 3. (略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u> 記入してください。 5. ～ 9. (略) <u>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u> 以上

各種規定の新旧対照表

【 新 】	【 旧 】
普通預金（決済用預金を含む）規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 7. (略) 貯蓄預金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 8. (略) 納税準備預金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 7. (略) 通知預金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする小切手その他の証券類は受入れません。</u> (2) (略) 3. ～ 12. (略) 定期預金共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする小切手その他の証券類は受入れません。</u> (2) (略)	普通預金（決済用預金を含む）規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 7. (略) 貯蓄預金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 8. (略) 納税準備預金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 7. (略) 通知預金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u> (2) (略) 3. ～ 12. (略) 定期預金共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u> (2) (略)

各種規定の新旧対照表

【 新 】	【 旧 】
2. ～ 12. (略) 定期積金（スーパー積金）規定 1. (略) 2. （証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする小切手その他の証券類は受入れません。</u> (2) (略) 3. ～ 18. (略) 代金取立規定 1. （取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u> 2. ～ 12. (略) 以 上	2. ～ 12. (略) 定期積金（スーパー積金）規定 1. (略) 2. （証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>(追加)</u> (2) (略) 3. ～ 18. (略) 代金取立規定 1. （取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 <u>(追加)</u> 2. ～ 12. (略) 以 上